

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		社会教育のための学校施設利用の許可(多治見市立学校施設の開放に関する規則に関する部分を除く。)		
根拠法令及び条項		<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法(昭和24年法律第207号)第45条 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条 		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の確保に関する政令(昭和24年政令第34号)第3条 ・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条 ・多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和56年教育委員会規則第6号) 		
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育上及び学校管理上の支障の有無 ②営利目的又はこれに類するものの有無 ③公の秩序、善良な風俗、公共の福祉に反しない ④危険又は毀損のおそれの有無 		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 _____ 日(機関名 _____) 協議機関 3日(機関名 各小中学校) 処分機関 4日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				